平成２６年（フ）第１０８号
群馬県高崎市乗附町2217番地15
債務者　玉川サヨ子
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第６００号
埼玉県上尾市大字原市1233番地１　セントラルヒルズ103
債務者　原田都司男
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２６０号
埼玉県草加市新里町43番地４　モンサン・フローラ306号
債務者　新町　和男
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２６１号
埼玉県草加市青柳６丁目22番８―501号
債務者　久保田よし江
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２６６号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地８街区21棟408号
債務者　高田　直實
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２７２号
埼玉県春日部市南５丁目５番66号　ダイトセゾンマンション303号
債務者　須釜　理沙
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２３０号
埼玉県富士見市羽沢１丁目６番13―308号
債務者　酒井　健二
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２７５号
埼玉県坂戸市大字多和目465番地７
債務者　笠置すみえ
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第４２号
三重県松阪市中林町245番地９
債務者　三木ゆきみ
1　決定年月日時　平成26年７月１日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２６年（フ）第２５号
京都府亀岡市千代川町湯井巽筋１番地６
シャトーゆい301号
債務者　郷萬　孝道
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２６年（フ）第３０８号
仙台市泉区寺岡１丁目21番地の33
債務者　鈴木　早苗
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２１６号
神奈川県平塚市横内4114番地の５　パールヒル高橋Ｂ―６
債務者　西坂なおみ
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２３１号
神奈川県足柄下郡湯河原町土肥５丁目17番地の２
債務者　田中　良平
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２３７号
神奈川県厚木市妻田北２丁目11番25号、前住所神奈川県厚木市妻田北３丁目７番26号
債務者　野崎　雄大
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第６８号
長野市伊勢宮１丁目17番30号　小島アパートＢ
債務者　石橋ゆり子（旧姓志水）
1　決定年月日時　平成26年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４６号
岐阜県多治見市太平町２丁目３番地の１　レオパレスコモド太平206
債務者　杉本　健二
1　決定年月日時　平成26年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第１０８号
静岡県富士市今泉４丁目７番28号
債務者　鈴木　忠行
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第７１号
香川県高松市三条町321番地12
債務者　川西ケイ子（旧姓長沼・中川）
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後２時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係